

事業承継対策セミナー

～事業承継税制はどう変わったのか？～

急速にクローズアップされてきた中小企業の事業承継問題。

平成30年度税制改正では、中小企業の事業承継をさらに進めるため、10年間の特例として事業承継税制の抜本的な拡充が織り込まれました。本セミナーでは、新事業承継税制のポイントや旧制度と新制度の比較検討、新制度適用にあたっての留意点などについて、わかりやすく解説いたします。



第一部：事業承継のため今すること

第二部：新しい事業承継税制

【ご参考】特例事業承継税制の特長

- 事業承継税制の「議決権総数の3分の2まで」という制限を撤廃
- 相続時の納税猶予割合を80%から100%にすることができ
- 先代経営者以外の株主からの贈与も対象にできる
- 後継者を1人に限定せず、2人～3人でも対象にできる
- 事業承継税制の5年間の雇用確保要件、業績悪化時のリスクなどの制約が緩和される

この特例の適用を受けるには、会社が認定経営革新等支援機関の指導や助言を受けて作成した「承継計画」を平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間に都道府県に提出し、知事の認定を受ける必要があります。

開催日時

2018年7月11日(水) 14:00～16:00
(受付13:30～)

定員

40名

開催場所

ピアザ淡海204会議室 滋賀県大津市におの浜1-1-20
TEL: 077-527-3315 FAX: 077-527-3319

参加費用

一般：1,000円 弊事務所関与先様：無料

消費税込、当日受付にて回収させていただきます。

対象者

- 親族内承継をお考えの方
- 従業員等に事業を引継ぎたい方
- 後継者が不在の方
- 後継者の選定・育成でお悩みの方
- 自社の株価が高騰している方
- M&Aをお考えの方

主催

税理士法人 北浜・中西会計 滋賀県大津市中央3丁目4番28号 担当：中山、岡田、浅井
TEL: 077-525-5008 FAX: 077-525-7088 HP: <http://www.kn-zeirishi.net>



講師

税理士法人 北浜・中西会計 代表社員 中西知行

参加お申し込み

申込希望の方は下記に必要事項を記入の上、この用紙を「FAX」にてお申込み下さい。申込者にはFAXで参加証を送らせて頂きます。

(フリガナ) 貴社名		(フリガナ) 参加者名		参加人数	人
電話番号	-	FAX番号	-	-	-
住所	〒				
メール					

FAX : 077-525-7088